

保育士修学資金貸付

◆申請受付 ◆ 沖縄県内の保育士養成施設にて

沖縄県内の
保育士養成
施設に
“在学”
する方へ☆

＊保育士養成施設に在学する者に修学金を貸付けることにより、保育士の養成確保に資することを目的とした貸付制度です＊

貸付額

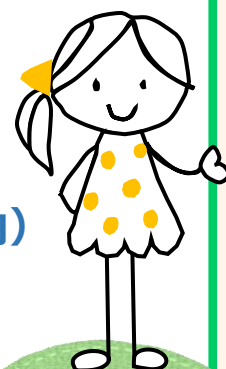
(1) 修学費 月額 **50,000円以内** (総額**1,200,000円以内**)

(2) 入学準備金 **200,000円以内**

(3) 就職準備金 **200,000円以内**

※就職準備金のみの貸付けの申請も可能となりました(令和7年4月～)

(4) 生活費加算 *生活費加算につきましては、福祉人材研修センターのホームページまたは、在学する養成施設でご確認ください。



貸付期間・
申込み方法など
*裏面を要チェック
!(^^)!

貸付対象について

下記のすべてに該当する者

- (1) 沖縄県内の保育士養成施設の指定学科及びコースに在学する者
- (2) 養成施設卒業後、沖縄県内等の指定保育所等において保育士の業務に従事する者
- (3) 優秀な学生であって、かつ家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められる者

連帯保証人について

- (1) 申請する場合は、債務を負担する能力のある連帯保証人を立てること。
ただし、連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者でなければなりません。
- (2) 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人であること。
ただし、法定代理人が保証能力を満たさない場合は、追加で連帯保証人を立てることができます。

返還免除について

養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、下記のいずれかに該当する場合は、貸付金の全額が返還免除となります。

- (1) 沖縄県内等の指定された施設等において保育士の業務に**5年間**従事したとき。
- (2) 沖縄県内の過疎地域若しくは離島において保育士として従事、または中高年離職者
(※養成施設入学時に45歳以上の者かつ、離職後2年以内の者)であって保育士の業務に**3年間**従事したとき。

※ただし、返還免除の要件を満たさなかった場合、全額返還となります。

返還
免除

申込方法について



以下の申請書類等を揃えて、在学する養成施設にご提出ください。

- (1) 修学資金貸付申請書
- (2) 住民票(世帯全員分)の原本
- (3) 養成施設の在学証明書
- (4) 所得証明書の原本
- ※世帯全員分※但し高校生以下は除く
- (5) 連帯保証人の所得証明書の原本
- (6) その他、本会会長が必要と認める書類

詳しくは本会までお問合せください

◆貸付期間

養成施設に在学する期間



◆利 子

全て無利子。但し返還期間を過ぎた場合は延滞利子が発生します。

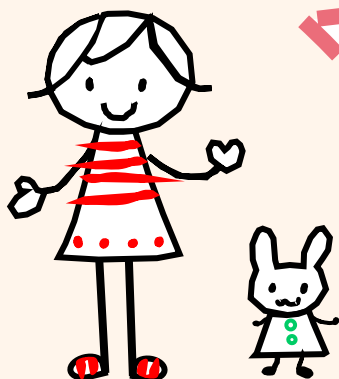
◆ 修学資金Q&A ◆

Q: 他の奨学金との併給はできますか?

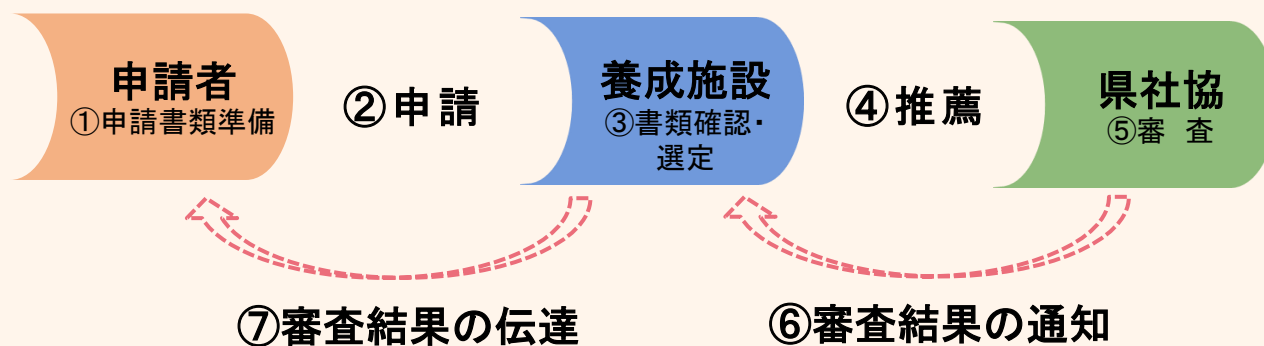
A: 原則、本修学資金との併給はできませんが、個別の事情を勘案し、他の奨学金等を減額する条件で併給することは可能です。
ただし、国庫補助事業の借入がある場合は、併給はできません。

Q: 連帯保証人の対象要件を教えてください。

A: 申請者が返還免除されるまでの期間、稼働収入のある方です。



申請から貸付決定までの流れ (イメージ図)



※在学する養成施設にて申請期間をご確認のうえ、お申込みください。

« お問合せ・お申込み先 »

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (保育士修学資金担当)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-3 7 3-1 (沖縄県総合福祉センター 3階)

TEL:098-882-5703

FAX: 098-866-8474

*お申込み方法や各種様式は、沖縄県福祉人材研修センターのホームページにてご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.okishakyo.or.jp/jinzai/>



沖縄県福祉人材研修センター

